

- 2 特定粉じんに関する規制に係る罰則
及び第37条)
- 特定粉じんは、特に人の健康に被害を及ぼすおそれのあるあるものであることから、特定粉じんに関する規制にすることとしたこと。(法第33条、第34条、第35条及び第37条)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について

平成元年12月27日環境企画室長から各都道府県知事、政令市市長あて

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成元年法律第33号。以下「改正法」という。)の施行について平成元年12月27日付け環境省第489号貴職あて通達「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」により示されたところであるが、細部については下記の事項に留意のうえ、改正法による改正後の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)の施行に遺憾のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん発生施設に関する事項

- 1 法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設は、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)第3条の2により令別表第2の2に掲げられていないとおりであるが、同表参考にある「石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る」とは、石綿を原料として製品を製造する場合にとどまらず、例えば、石綿機器や石綿シート等の石綿製品等を材料として、これに切断等の工作を加えて新たな製品を製造(いわゆる加工)する場合を含む概念であること。
- 2 同表参考にある「湿式のもの」とは、当該施設において取り扱われる原材料が、既に水又はその他の液体と混合されているなど、温潤な状態にあることにより、施設から発生する石綿が

実際上ないと考えられるものをいうこと。
また、「密閉式のもの」とは、当該施設が當時密閉されていることにより、施設内において発生した石綿が施設外の大気中に排出され、又は飛散しないものをいうこと。

第2 特定粉じん発生施設の届出に関する事項

法第18条の7に規定するところにより、改正法の施行の際に現に特定粉じん発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させることは、改正法の施行の日から30日以内に使用の届出を行わなければならぬこととなつてゐるので、関係者への周知に關し特段の配慮をされたいこと。なお、特定粉じん発生施設の使用を禁止しているのではなく、休止している場合にも、当該届出は必要があるので、留意されたいこと。

また、法第18条の9に規定するとごろにより、改正法の施行の日以後、特定粉じん発生施設の設置の届出及び変更の届出をした者は、一般粉じん発生施設の場合と異なり、その届出が受理された日から60日間は実施の制限がかかることとなるので、併せて関係者に周知されたいこと。

2 法第18条の6第2項の規定により行われる特定粉じん発生施設の設置等の届出の際には、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。)第10条の2に規定するところ、①特定粉じん発生施設の配置図、②特定粉じんの排出の方法、③特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所、④特定粉じんの発生及び特定粉じんの処理に係る操業の系統の

じん機の設置状況、建屋からの飛散の防止状況、建屋外での飛散の防止状況、周辺の土地利用状況等を勘案しつつ、規制基準を満たすうえで計画変更命令等の措置が明らかに必要と判断される場合に発するものとすること。
2 法第18条の8又は第18条の11の規定に基づき命令を発するに当たっては、関係機関との連絡にも配慮されたいこと。

4 特定粉じんの濃度の測定に関する事項
1 おける規制基準を適用する場合に特定粉じんに係る規制基準を適用する場合に特定粉じんの濃度の測定法及び法第18条の12の規定に基づき特定粉じん排出者が測定する際の石綿濃度の測定法は、環境省長官が定める測定法とされたが、具体的には、平成元年12月27日付け環境庁告示第93号（以下「第93号告示」という。）をもって、光学顯微鏡を用いる方法とされたこと。

2 石綿濃度の測定の際の試料の捕集地點等については、以下の事項に留意されたいこと。
(1) 試料の捕集地點
試料の捕集は、規制対象工場の敷地境界線における石綿濃度の実態を適切に把握するため、当該規制対象工場の操業実態、石綿排出の位置、風向等を勘案して敷地境界線における石綿濃度が最大となるとを考えられる地點のほか、原則として4方位ごとに各1地點を設定して実施すること。

試料の捕集地點については、測定の実績を踏まえて、より適切な地點を選定するよう努めること。なお、その際、石綿濃度の実態を評価に当たっての参考とする趣旨のものであるが、具体的には付近の見取図を添付せざること。

(3) ⑥については、石綿の排出状況等を勘案して適切な測定場所が選定されていることを確認しようとする趣旨のものであること。

3 計画変更命令等及び改善命令等に関する事項
1 法第18条の8又は第18条の11に規定する命令の運用に当たっては、特定粉じん及びこれに係る敷地規制の特性にかんがみ、法の適正なる運用を図るよう十分配慮されたいこと。特に、計画変更命令等については、届出書及び添付書類に基づき特定粉じん発生施設の設置状況、集

概要、⑤特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況並びに⑥法第18条の12の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由に関する事項を記載した書類を添付することとなること。
1 事業場の付近に特定粉じん発生施設設置及び一般粉じん発生施設の届出に係る添付書類と、②については、ばい煙発生施設の届出に係る添付書類と、それぞれ同様の趣旨のもとににより大気汚染をきたすことがないようになる指導をされたいこと。

(1) ①、③及び④については、ばい煙発生施設設置及び一般粉じん発生施設の届出に係る添付書類と、②については、ばい煙発生施設の届出に係る添付書類と、それぞれ同様の趣旨のもとにとしたこと。

(2) ⑤については、石綿に係る特定粉じん発生施設設置する工場又は事業場（以下「規制対象工場」という。）の付近にあって大気中の石綿濃度に影響を及ぼすと考えられる、類似の石綿製品製造工場等の状況を把握し、規制対象工場の敷地境界線における石綿濃度の評価に当たっての参考とする趣旨のものであり、具体的には付近の見取図を添付せざること。

(3) ⑥については、石綿の排出状況等を勘案して適切な測定場所が選定されていることを確認しようとする趣旨のものであること。

3 計画変更命令等及び改善命令等に関する事項
1 法第18条の8又は第18条の11に規定する命令の運用に当たっては、特定粉じん及びこれに係る敷地規制の特性にかんがみ、法の適正なる運用を図るよう十分配慮されたいこと。特に、計画変更命令等については、届出書及び添付書類に基づき特定粉じん発生施設の設置状況、集

(2) 試料の捕集回数
試料の捕集は、各試料の捕集地點について3回行うこと。これは、敷地境界線における石綿濃度が、規制対象工場の操業状況、気象状況等によって変動するものであることから、1回の捕集のみによる測定によつては石綿の排出実態を適切に把握し得ないと考えらるためであること。

(3) 試料の捕集時間帯等
規制基準は、短時間における高濃度排出又は低濃度排出の際の測定値と比較する趣旨で、設定されたものではないため、試料の捕集は、規制基準において実施すること。

(4) 試料の捕集位置等
試料の捕集は、敷地境界線から概ね10mを超えない範囲内において行ふこと。
試料の捕集高さに於いては、規制基準が石綿による健康影響を考慮して定められたことを踏まえ、原則として地上2m以内で行うこと。このため、敷地境界線に近接して立地している場合等においては、適宜、宅が立地している場合は、宅の高層住宅が立地している場合は、適宜、捕集高さを設定することが望ましいこと。

(5) 測定値の評価
測定値を規制基準との対比で評価する際の留意点は、以下のとおりであること。
① 測定値の取り扱い
測定値の評価は、規制基準が敷地境界線のいずれの地點においても遵守すべきものであることから、個々の地點ごとに行うこと。
この場合において、試料を3回捕集して得られた個々の測定値は、各地点ごとに幾

何平均し、それを評価の対象とすること。

② 測定値の有効数字等

測定値の有効数字は原則として二桁とし
三桁目以下は切り捨てるごと。測定値の有
効範囲は土20%を目安とすること。

③ その他の

規制対象工場の敷地境界線において石綿
濃度の測定を行う場合、当該規制対象工場
の事業活動に伴つて排出され、又は飛散す
る石綿以外の石綿の濃度についても区別せ
ずして測定することになるため、評価の対象
とする石綿以外の石綿の濃度について配慮
する必要がある場合として第93号告示の備
考2が示されていること。なお、この場合
において、評価の対象とする石綿以外の石
綿の濃度は貴職において把握しておくもの
とし、当該濃度は当該特定粉じん排出者に
提示すること。

規則第16条の3第1号ただし書の規定に基づ
き、平成元年12月27日付け環境庁告示第94号を
もつて、常時使用する従業員の数が20人以下の
規制対象工場の事業者は、当分の間、法第18条
の12の規定による石綿濃度の測定を行わなくと
よいこととされたこと。
この規定に該当する規制対象工場について
は、貴職において、敷地境界線における石綿濃
度の概況を把握し、その結果、石綿濃度が低濃
度であることを確認でききない場合にあつては、
第93号告示による測定を実施した上、必要に応
じて、当該特定粉じん排出者に対して排出抑制
のための指導等を行うこと。

第5 報告及び検査に関する事項

令第12条第4項の規定に基づき立入検査の対象

となる「その関連施設」とは、特定粉じん発生施
設を含む製造工程において用いられる特定粉じんを処理
する施設以外の機械又は装置、特定粉じんを処理
し又はその飛散を防止するための施設等をいうこ
と。

第6 特定粉じん発生施設に係る届出状況の報告に
関する事項

平成2年3月末日における特定粉じん発生施設
の届出状況を別紙様式により、平成2年4月末日
までに環境庁に報告されたいこと。
なお、毎年定期的に報告を求める事項について
は、おつて通知する予定であること。

様式 略

○大気汚染防止法の一部を改正す
る法律の施行に当たつての留意
事項について

平成元年12月27日環大規第399号
環境庁大臣規制課長が
環境庁大臣規制課長
から各都府県・政令市大気保全担当部(局)長あて
当部

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成元年
法律第33号。以下「改正法」という。)の施行につ
いては、平成元年12月27日付け環大企第489号を
もつて事務次官より、平成元年12月27日付け環太企
第490号をもつて大気保全局長よりそれぞれ通達し
たところであるが、その他の事項については下記の
とおりであるので、これに留意のうえ、改正法によ
る改正後の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。
以下「法」という。)の円滑な施行に遺憾のないよ
うにされたい。

記

第1 特定粉じん発生施設の届出書の様式について
今回、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生
省・通商産業省令第1号)様式第3から様式第6
の改正を行つたが、改正前の様式による用紙は、
当分の間、これを取り繕つて使用しても差し支え
ないこと。

第2 計画変更命令等及び改善命令等の実施につい
て
1 法第18条の8又は第18条の11に規定する命令
の適用に当たつては、別添の「アズベスコ対策
推進検討会報告書」(平成元年11月)を参考と
し、法の適正な運用に十分分配慮されたいこと。
特に、法第18条の8に規定する計画変更命令

(2) 従業員の数は、事業者が使用する従業員のうち個々の工場又は事業場に配置されている従業員の数ではなく、事業者が使用する従業員の総数であること。

4 第93号告示に定める測定法は、煩雑で熟練を要するものであることから、一定レベル以上の測定能力を有する者が行うことが望ましいこと。このため、法第18条の12に規定する測定に当たっては、環境庁の指定する研修を受講した者、作業環境測定士又はこれらと同等の測定能力を有する者が行うことが望ましいこと。

る特段の規定を行わなかったものであること。
ただし、幅が3μm以上の繊維状物質が測定値の評価を与えると認められる場合に人は、石綿のうち幅が3μm未満のものが主に人の健康に影響があるとされていることにかんがみ、計数に当たっては、幅が3μm以上の繊維状物質を除外することが適当であること。

2 第93号告示の備考2に定めるにより、評価の対象とする石綿以外の石綿の濃度を把握する際には、以下の点に留意されたいこと。

(1) 第93号告示の備考2の(1)に該当する場合には、あらかじめ、測定の対象となる工場又は事業場が休業しかつ、隣接し又は近接する工場又は事業場が操業している時期において石綿濃度の測定を行うなどにより、評価の対象とする石綿以外の石綿の濃度を把握すること。また、備考2の(2)に該当する場合にはあつては、測定の対象となる工場又は事業場の休業時ににおいて石綿濃度を測定するなどにより、評価の対象とする石綿以外の石綿の濃度を適切に定めること。

(2) 第93号告示の備考2の(2)について、評価の対象とする石綿以外の石綿の濃度が高くなり得る地域としては、蛇紋岩の碎石場周辺地域、幹線道路沿線地域等が存在すること。

3 平成元年12月27日付け環境庁告示第94号の「常時使用する従業員の数」の評価に当たっては、以下の点に留意されたいこと。
(1) 常時使用する従業員とは、個人と雇用契約関係にある者であつて、その形態が常雇であるものをいうこと。したがつて、業務を行う者であつても法人の役員、臨時雇等は、常時使用する従業員に含まれないこと。

等の必要性の判断に当たっては、法第18条の6第3項の規定に基づく特定粉じん発生施設及び集じん機の取替えに係る届出の場合にあっては、従前の対策により、規制基準を満たしていける場合には、これを十分考慮されたいこと。

2 法第18条の8又は第18条の11に基づき、特定化學物質等障害予防規則（昭和63年労働省令第26号。以下「特化則」という。）第5条に規定する発散源を密閉する設備、局所排気装置（特化則第9条に基づき設けられる除じん装置を含む。）又は全体換気装置（以下「密閉設備等」という。）に關し、命令を發するに當たつては、法第18条の5に規定する規制基準に適合しない原因が当該密閉設備等にある措置を除いてはあり、当該密閉設備等に係る措置を除いた規制基準に適合させることができると判断される場合について行うこととするよう配慮されたいこと。なお、命令を發するとときは、事前に対象となる工場又は事業場を所管する都道府県労働基準局に連絡されたいこと。

第3 特定粉じんの濃度の測定について
1 人の呼吸器への石綿の吸入口性については、一般には、長さが5μm以上、長さと幅の比が3:1以上及び幅（直径）が3μm未満のもののが主になることとされているが、従来の測定実績によれば大気中には幅が3μm以上の繊維状物質はほとんど存在しないこと及び測定値の有効範囲が±20%程度であることを踏まえれば、実際には、計数に当たつて石綿の幅について考慮する必要はないと考えられ、このため、平成元年12月27日付け環境庁告示第93号（以下「第93号告示」という。）においては、顕微鏡による計数の対象とする繊維状物質の幅に関する

<大気汚染防止法施行通知（抄）>

□大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

平成9年2月12日 環大規第30号

各都道府県知事・各政令市長あて

環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）は、平成8年5月9日に公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第5号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第6号）が平成9年1月24日に、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成9年総理府令第5号）が平成9年2月6日に、それぞれ公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった。

改正法は、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染を防止するための措置を講じ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための対策を推進し、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等のために制定されたものである。

貴職におかれても、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力を願いたく、命により通達する。

記

第1 主な改正事項

今回の法令改正の主な事項は、次のとおりである。

- ① 建築物の解体等の作業に伴い排出され、又は飛散する石綿による大気の汚染を防止するため、吹付け石綿が使用された建築物の解体等の作業を特定粉じん排出等作業に指定し、これに係る規制措置として、作業基準の設定及びその遵守義務、特定粉じん排出等作業の実施の届出並びに計画変更命令及び作業基準適合命令等を規定したこと

（②～⑤省略）

なお、①及び②の改正に伴い、法の目的に、1) 建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制すること、及び2) 有害大気汚染物質対策の実施を推進すること、を追加したほか、罰金の額を引き上げること等の改正を行っている。

第2 特定粉じん排出等作業の規制

粉じんのうち人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質である特定粉じんとして、既に石綿が政令指定され、工場又は事業場に設置されている特定粉じん発生施設について、規制が行われているところであるが、今回、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業である特定粉じん排出等作業について、作業の規制を行うこととした。

この改正の趣旨は、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料である吹付け石綿が使用された建築物が建設され始めて既に30年程度が経過し、今後その建て替えのための解体等の増加が見込まれ、これに伴い石綿による大気汚染が生ずる可能性があること、また、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴い、石綿による大気汚染が懸念されたことを踏まえ、建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染について対策の徹底を図ろうとするものである。

従来、法に基づく規制の対象は、工場若しくは事業場に設置されている施設又は自動車であったが、改正法により、建築物の解体等の作業が新たに規制措置の対象となったところであり、類似する規制措置が行われている騒音規制法及び振動規制法の運用などを参考にするとともに、同一の作業に規制措置を講じている労働安全衛生法等の関連法規の運用と整合を図り、適切な法規制の実施に努められたい。

第3 有害大気汚染物質対策の推進

(省略)

第4 事故時の措置の充実

(省略)

第5 緊急時の措置の改正

(省略)

第6 環境庁組織令の改正

今回の法改正により追加された特定粉じん排出等作業に係る作業基準の設定に関する事務及び有害大気汚染物質対策の推進に関する事務は、大気保全局大気規制課が担当するが、有害大気汚染物質対策の推進に関する事務のうち、自動車等の交通に起因して生ずる有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第一課が、自動車の運行に伴い発生する有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第二課が、それぞれ担当する。